区分・種別	県指定有形文化財（建造物）		
名　　称	麟鳳閣（りんぽうかく）　1棟		
所　在　地	大洲市新谷町		
所　有　者	大洲市	管 理 団 体	
指定年月日	昭和36年3月30日		
解　　説	初代大洲藩主、加藤貞泰（さだやす）の遺領6万石のうち1万石の内分を幕府から公認された次男の直泰が、寛永19年（1642）、在所を大洲城から8㎞隔てた盆地北東部の新谷（にいや）の地に定め、以後、廃藩置県まで9代230年間にわたって新谷藩が存続した。現在、新谷藩陣屋の遺構はこの建物以外になく旧藩時代のしのぶ貴重な建物である。 建物は、慶応4（1868）年の建築で、木造平屋建、入母屋造（いりもやづくり）、桟瓦葺である。桁行総長15.5間、梁間総長5間の大規模な建物であり、藩政評議所や謁見所の役割を果たしていたという。廃藩置県後は新谷県庁として使用され、現在は小学校の郷土資料室として利用されている。		